

生徒心得

学校の内外を問わず、先生や学友に対して、親しさの中に互いの人格を敬う態度を心がけること。日常のあいさつは欠かさないこと。学校への来訪者に対しては特に礼儀に留意すること。

1 服装

(1) 本校指定の制服を着用のこと。

ブレザー（紺に3つボタン）※左襟に校章をつけること。

ズボン（グレーに青のオリジナル柄）またはスカート（紺に紫のオリジナル柄）※スカート丈は「膝の皿上部にかかる」程度を基準とする。

ワイシャツ（白の無地で織り柄のないもの。襟型等は標準とする。）

ネクタイまたはリボン（紋入り細ジンメストライプ，Hマーク入り）

ベスト（紺に本所高のマークのあるもの。ただし，購入，着用は希望者のみとする。）

(2) 夏季（6月1日～9月30日）の期間は，次の服装とする。

ワイシャツ（白の無地で織り柄のないもの。開襟シャツを認める。左の胸のポケットに校章をアイロンプリントしたものを着用する。）

ベスト（紺に本所高のマークのあるもの。ただし，購入，着用は希望者のみとする。）

ポロシャツ（ワイシャツ・ベストの代替として着用を認める。紺に本所高のマークのあるもの。）

ただし、購入、着用は希望者のみとする。)

- (3) 靴下は、白・紺とする。(ただし、スカート着用時、地味な(黒または肌色)ストッキングの着用を認める。ルーズソックスの着用は許可しない。)
- (4) 上記制服は、冬季用、夏季用を問わず本校指定の業者で購入すること。(ただし、ワイシャツ・靴下についてはこの限りではない。)
- (5) 冬季(10月1日～5月31日)の期間は、本所高指定のセーター(紺に本所高のマークのあるもの。)の着用を認める。ただし、登下校は、必ずブレザーを着用のこと(移行期間中を除く。)また、黒・紺・グレーなどの地味なコートの着用を認める。

2 頭髪 常に清潔で品位のある頭髪であること。

〈方針〉

- ① 頭髪に染色・脱色・パーマ等、手を加えてはいけない。
- ② 年間を通して、違反者に元の髪色に戻す指導を行う。スプレーは認めない。
- ③ 年間6回の強化日を設定し、生徒部と学年で連携し指導する。

(次の場合も是正の対象となる)

- ① 一度手を加え、それ以降手を加えていなくても、黒染めが落ちてきた場合。

3 アクセサリー アクセサリーの類は使用を禁止する。(指輪・ピアス類・ネックレス・マニキュア・口紅・色つきリップ・化粧など)

4 登校

- (1) 8時30分までに登校すること。持ち物はカバン

またはスポーツバッグに入れて登校すること。

- (2) 自転車通学を認められた者は登録シールを貼り、指定された場所に駐輪すること。なお自転車通学をする者は8時20分までに登校すること。
- 5 外出 登校後は無断外出しないこと。止むを得ない場合は、生徒手帳に理由を記入し、担任の許可を受けること。また、帰校したらすぐに担任に報告すること。
- 6 下校 下校時刻は午後5時までとする。特別の理由があれば、午後5時以降の校内残留を認める。
- 7 残留・朝練 特別教育活動（部活動・HR・生徒会など）、学習活動その他の理由で、特に午後5時以降の残留を必要とする場合は、顧問の許可を受け活動すること。また、部活動については職員室前の黒板に部活動名の磁石を貼ること。なお、残留・朝練に際しては、担当教師（HR担任・部活動顧問など）の付き添いを必要とする。
- 8 休日登校 休祭日および学校の休業日は、特別の理由がなければ、学校への出入りは認められない。特別教育活動・学習活動その他の理由で、特に登校を必要とする場合は、休日活動届を副校長に提出する。また登下校の際は、必ず顧問に連絡すること。なお休日登校に際しては、原則として担当教師（HR担任・部活動顧問など）の付き添いを必要とする。
- 9 欠席・遅刻・早退などの諸届 欠席・遅刻・早退・欠課・見学は、そのつど生徒手帳に記入し、保護者捺印の上、担任に届け出ること。
- 10 特欠 就職・進学・特別教育活動（公式試合・発表会などへの参加）等の理由で、欠席あるいは欠課

しなければならぬ場合は、事前に所定の用紙により担当教師（HR担任・部活動顧問など）の許可を得て、教科担任に届け出ること。

11 長期欠席・忌引 1週間以上引き続き欠席する場合は、生徒手帳による届け出とは別に、保護者連署捺印の欠席届を提出すること。なお、忌引日数は父母7日、兄弟4日、祖父母3日、その他の親族1日とする。

12 盗難防止 校舎内での盗難を防ぐため、貴重品は、必ず身につけておくこと。体育や教室をはなれての授業、部活動等をする場合は、教室・更衣室に貴重品を置き放しにしないこと。

13 校舎・校具の破損 校舎・校具は大切に扱うこと。万一誤って破損・亡失した場合は、すぐ担当教師（HR担任・部活動顧問など）に届け出ること。場合によっては、その一部または全部を、現品または金銭で弁償しなければならないこともある。

14 金品募集・物品売買 学校内外で金品を募集したり、物品を売買したりする場合は、事前に生徒部長に届け出て、その許可を受けること。

15 集会 学校内外で生徒が集会を催す場合は、事前に担当教師（HR担任・部活動顧問・使用施設の管理責任者など）に届け出て、その許可を受けること。
(通常の部活動は除く)

16 対外行事への参加 部活動・HR・生徒会等が、試合・発表会等の対外行事へ参加するときは、事前に所定の用紙により生徒部長に届け出て、その許可を受けること。

17 掲示等 校内に掲示・貼紙・陳列・配布等をする

場合は、事前に生徒部に届け出て、その許可を受けること。なお、貼り紙等は糊・ガムテープを絶対に使用しないこと。

- 18 アルバイト アルバイトは禁止する。ただし、やむを得ない事情により行いたい場合には、保護者、担任と事前に相談すること。
- 19 娯楽場等への立入 登下校の途中で、娯楽場等に立ち寄らないこと。
- 20 不正行為等 不正行為・暴力行為・飲酒・喫煙等は絶対にしてはならない。
- 21 オートバイ等 オートバイ、バイク、乗用車等での通学は禁止する。
あらゆる諸行動において、高校生としての品位と節度を保つこと。